

ACUITY **LAW**

MONTHLY LEGAL ROUNDUP

AUGUST 2022
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair、Dhaval Jariwala が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.

今月の Monthly Legal Roundup は、弊社が 2022 年 8 月に発行した主要な法律・規制トピックに関する記事をまとめたものです。ご興味のある記事については、アクセスリンクをクリックして、詳細を御覧ください。

A. 会社法 (CORPORATE LAWS)

1. Temporary relaxations for external commercial borrowings (ECB)

インド準備銀行 (RBI) は、インドの適格借主が 2022 年 12 月 31 日までに行う対外商業借入 (ECB) に関して、一時的な自由化措置を導入する旨の通達を発出しました。記事では、RBI が導入した ECB 調達の緩和措置についてまとめています。

[Read more.](#)

2. Duomatic principle and its application under the Indian company law

イギリス発祥の「デュオマティック原理 (Duomatic principle)」は、正規に招集された株主総会で正式な決議がなされなかったにもかかわらず、株主の全会一致による決議を支持するため、裁判所が長らく適用してきたのです。記事では、デュオマティック原理の起源について考察するとともに、Mahima Datla v. Dr. Renuka Datla 事件におけるインド最高裁判所 (SC) による当該原理の適用について、解説しています。

[Read more.](#)

3. RBI's press release on recommendations of the working group on digital lending – implementation

RBI から、インドにおけるデジタル融資の規制方法およびその方向性を示す旨のプレスリリースが出されました。RBI は、デジタル融資に関してワーキンググループが行った提言のいくつかを受け入れ、いくつかの提言についてはさらなる検討と議論を行うよう求めています。記事では、プレスリリース上の重要なポイントについて考察しています。

[Read more.](#)

4. Regulatory headwinds for buy-now pay-later (BNPL) fintechs

多くのフィンテック企業による積極的な参加により普及が進むインドのデジタル融資ですが、RBI の通達を起因とする規制上の衝撃が生じています。記事では、該当通達が産業に与える潜在的な影響について、解説しています。

[Read more.](#)

5. **Rebooting the Indian fintech story**

NITI Aayog のギグ・アンド・プラットフォーム・エコノミーに関する最近のレポートでは、「プラットフォーム・ワーカーに正式な信用システムへのアクセスを提供することによる金融包摂と、そうした金融包摂において革新的なフィンテック・ソリューションを提供するスタートアップ企業が果たすべき役割」という重要な問題について、論じています。記事では、インドにおけるデジタル融資へのフィンテックの参入に影響を与える現在の規制の枠組みについて、考察しています。

[Read more.](#)

6. **Revised guidelines for the production linked incentive scheme for promoting domestic manufacturing of medical devices**

2022 年 8 月 18 日、薬務省は「医療機器の国内製造を促進するための生産連動型インセンティブ制度に関するガイドライン」の改訂を発行しました。記事では、改訂ガイドラインにて導入された主な変更点について、紹介しています。

[Read more.](#)

7. **CCPA guidelines – an effort to regulate misleading advertisements**

中央消費者保護局（CCPA）は、2022 年 6 月 09 日付で、「誇大広告およびエンドースメント防止に関するガイドライン 2022」の通達を発出しました。当該ガイドラインは、誇大広告を抑制し、消費者の利益保護を目的に制定されました。しかしながら、ガイドラインには曖昧な点も見受けられます。記事では、ASCI 法の下での自主規制体制に照らして、ガイドラインの主要条項について分析しています。

[Read more.](#)

8. **Social media influencer – new age participants in digital advertising**

ソーシャルメディア・インフルエンサーは、絶えず進化するデジタル・メディアの世界における新たな現象であり、様々な商品やサービスを個人的方法で支持することにより、マーケティングを行っています。一方で、インフルエンサーを通じた広告の人気の高まるにつれ、誇大広告とそうでない広告との境界線はますます曖昧になってきています。記事では、インドにおけるソーシャルメディア・インフルエンサーを規制する法律やコンプライアンス、および、ソーシャルメディア・インフルエンサーと広告主の双方にとって重要となるポイントについて、解説しています。

[Read more.](#)

9. **Accountability of social media platforms for misleading advertisements**

近年、ソーシャルメディア上でのマーケティングは、ビジネス、社会活動、ガバナンス等、様々な活動を促進するための最も迅速かつ効率的な手法の一つとして浮上しています。一方で、オンライン広告の爆発的な増加に伴い、広告に関する透明性、説明責任、非倫理的マーケティング慣行に対する懸念が著しく高まっています。記事では、インドのソーシャルメディア・プラットフォームを規制する法律と、誇大広告に関するソーシャルメディア・プラットフォームの責任について、説明しています。

[Read more.](#)

B. **倒産法 (INSOLVENCY LAWS)**

1. **Vidarbha industries: Extending the power of National Company Law Tribunal (NCLT) under insolvency law**

Vidarbha Industries Power Limited v. Axis Bank Limited において、NCLT は、倒産法の下における倒産処理プロセスの開始申請を認める際、企業債務者の支払能力について調査することができる、としました。当該判決は、これまで倒産裁判所が規定してきた「債務不履行」テストを修正したものです。記事では、インド倒産法の確立された原則に基づき、当該判決を分析しています。

[Read more.](#)

2. **Licensing of premises is a 'service' under insolvency law**

これまで、施設の賃貸料や使用許諾料が倒産法上の「事業債務」に該当するか否かに関して、倒産裁判所は様々な見解を示してきました。Jaipur Trade Expocentre Pvt. Ltd. v. Metro Jet Airways Training Pvt. Ltd.における National Company Law Appellate Tribunal (NCLAT) の大規模ベンチは、当該問題を明確にしました。記事では、過去の判決を振り返りつつ、今回の裁判の判決内容について考察しています。

[Read more.](#)

3. **Affixing liability: Lifting the corporate veil under insolvency law in India**

Yaduvir Singh Sajwan & Ors. v. Som Resorts Pvt Ltd において、NCLT は、特別目的会社 (SPV) に債務不履行が発生したものの、不動産デベロッパーの破産を開始しました。NCLT は、不動産デベロッパーが SPV を支配しており、住宅購入者が SPV に支払った資金を住宅や商業ユニットの予約に使っていたことを指摘し、SPV の法人格を否認しました。記事では、今回の判決の内容およびインドにおける「法人格否認」に関する法の基本原則について、解説しています。

[Read more.](#)

4. **Withdrawal & settlement under liquidation**

倒産裁判所は、清算規則において撤退に関する明確な規定がないにもかかわらず、利害関係者の同意があれば、清算中であっても企業倒産手続きからの撤退を認めました。記事では、VS Varun v. South India Bank での NCLT の判決を受け、倒産法における「撤退」の条件についての我々の見解を述べています。

[Read more.](#)

5. **Is accumulated interest a part of operational debt in Indian insolvency laws?**

NCLAT は、Mr. Prashant Agarwal v. Vikash Parasrampururia において、2016 年破産倒産法の下、支払遅延利息と元本である事業債務とを合わせて金銭的閾値を満たすことができるか否か、という問題について取り扱いました。記事では、様々な倒産裁判所の反対判例と、法規定明確化の必要性について解説しています。

[Read more.](#)

C. **紛争 (DISPUTES)**

1. **Delhi High Court on 'close relationship' between arbitrators and parties**

デリー高等裁判所 (DHC) は、Himanshu Shekhar v. Prabhat Shekhar において、仲裁人と当事者との間の「近親者関係 (close family relationship)」という用語の範囲を明確にしました。記事では、判例の事実関係と DHC の見解、および我々の見解について述べています。

[Read more.](#)

2. **Arbitration law and interim reliefs against third parties**

一般的に、インドの仲裁法では、仲裁の当事者に対して暫定措置が認められます。しかし、時には、当事者が仲裁合意の非署名人に対する暫定的救済を求めて、裁判所にアプローチすることが必要となる場合もあります。記事では、インドの仲裁法の下、第三者に対して暫定的救済措置が認められるか否かについて取り扱った、インドの様々な判例について考察しています。

[Read more.](#)

3. **Let's talk mediation**

近年、調停は代替的紛争解決メカニズムの好ましい手段としての地位が高まってきており、インド政府も、調停の活用を促進するため、いくつかの重要な措置を講じています。記事では、調停のプロセス、インドにおける調停の現在の枠組み、および調停に関する法案について解説しています。

[Read more.](#)

D. **グローバルトレード・税法 (GLOBAL TRADE AND TAXATION LAWS)**

1. **GST circular on taxability of liquidated damages – is it really clarificatory?**

清算的損害賠償金、支払遅延料金、契約解除料金、手付金の没収などの性質の支払いに対する課税性は、物品サービス税（GST）と旧サービス税制のいずれにおいても争点となっていました。最近、財務省より、これら様々な支払いについての明確化を図る趣旨で通達が発出されました。記事では、本通達について考察すると共に、引き続き争点となる可能性の高い部分について取り上げています。

[Read more.](#)

2. **GST transitional credit – end of a five year protracted litigation**

SC は、Goods and Services Tax Network に対して、移行クレジット利用のための Form Tran-1 と Tran-2 を提出するための共通ポータル開設を指示しました。記事では、当該判決と関連する諸問題における今後の進め方について考察しています。

[Read more.](#)

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon

Off Ganpatrao Kadam Marg

Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in